

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…

公告

○都市計画事業の事業計画の変更……………(建設局公園緑地部計画課)…

告示

●東京都告示第五百五十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年四月十日

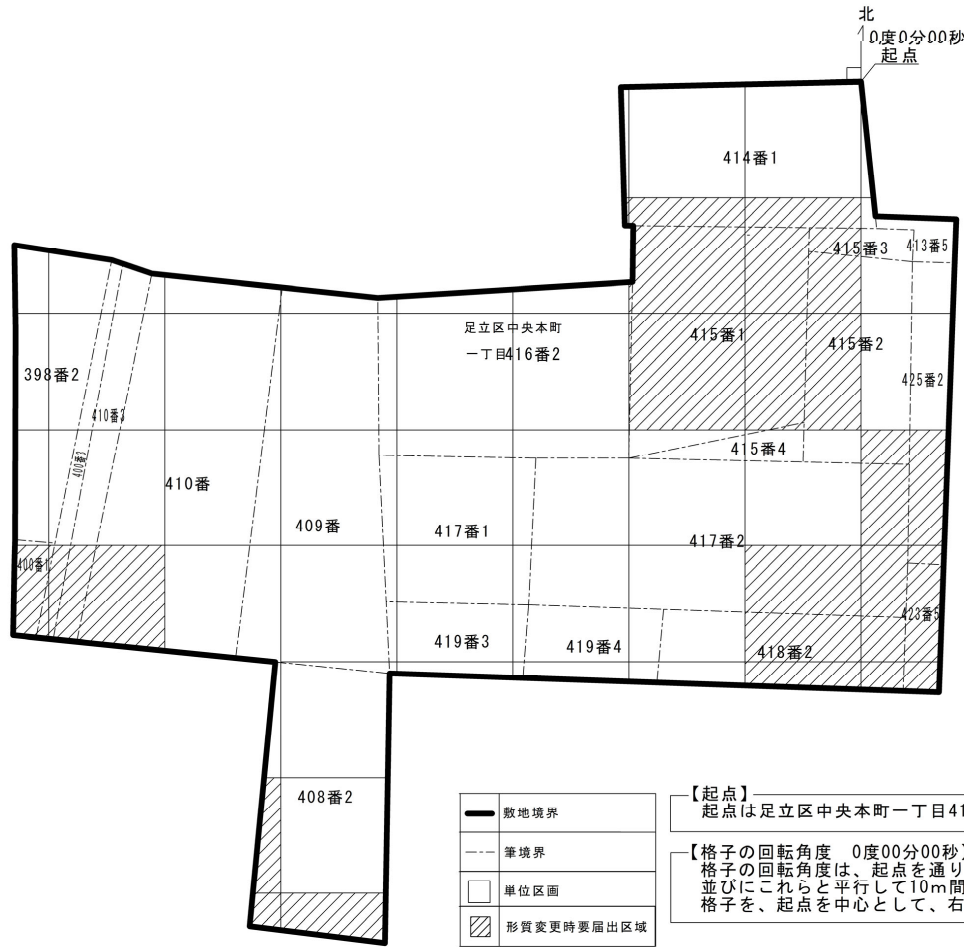
東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区中央本町一丁目地内)

- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十

九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【起点】
 起点は足立区中央本町一丁目414番1の最北端とする。

【格子の回転角度 0度00分00秒】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

都市計画事業の事業計画の変更について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和六年四月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画事業の別表のとおり

種類及び名称

二 施行者の名称 東京都

三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在 別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称	事業地の所在	事業認可の告示	所管事務所
平成二十五年閑東地方整備局告示第三百一号東	杉並区大宮一丁目地内	令和六年三月十九日	東部公園緑地事務所
京都市計画公園事業第五・七・二十一号和田堀公園	板橋区小茂根五丁目地内	令和六年三月十九日	東部公園緑地事務所
平成二十六年閑東地方整備局告示第二百二十五号東京都市計画公園事業第六・五・十五号上板橋公園	練馬区石神井町五丁目地内	令和六年三月十九日	東部公園緑地事務所
京都市計画公園事業第七・五・		告示第百	

園	十五号石神井公	七号
	平成十四年関東	西東京市東伏見一
	地方整備局告示	丁目地内
	第十一号西東京	令和六年
	都市計画公園事	三月十九
	業第五・五・一	日関東地
	号東伏見公園	方整備局
		告示第百
		九号
	平成十三年関東	令和六年
	地方整備局告示	三月十九
	第二百五十三号	日関東地
	東村山都市計画	方整備局
	公園事業第五・	告示第百
	五・三号六仙公	十一号
	東久留米市中央町	西部公
	三丁目地内	園緑地
		事務所

発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
電話 〇三(五二七六)〇八一(代)

郵便番号
101-0051

